

【5 協議事項－1】

協議題	西脇市いじめ防止基本方針の改定について
提案説明	<p>令和5年7月3日開催の第1回西脇市青少年問題協議会において、各委員からいただいたご意見を基に、西脇市いじめ防止基本方針の改訂案を作成</p> <p><b>改定の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの権利条約（ユニセフ提唱）やこども基本法と関連させ、子どもの声や気持ちを受け止める大人の対応について追記             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆西脇市いじめ防止基本方針【改定案】 P 1、P 7、P 11、P 12</li> </ul> </li> <li>○いじめの定義や現状について具体例を追記する等、分かりやすく表記             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆西脇市いじめ防止基本方針【改定案】 P 2、P 4</li> </ul> </li> <li>○いじめの理解について、いじめの「仲裁者」の役割の具体例を追記             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆西脇市いじめ防止基本方針【改定案】 P 3</li> </ul> </li> <li>○いじめ問題克服に向けた基本的な方向について、地域や家庭も一丸となっていじめ問題の克服に向けて取り組むことを追記。また、家庭の役割について、児童福祉法の条文を追記             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆西脇市いじめ防止基本方針【改定案】 P 5</li> </ul> </li> <li>○早期対応では学校の役割、教育委員会の役割を追記。また、県教育委員会に対し専門家の派遣を要請。と分かりやすい表現に変更。             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆西脇市いじめ防止基本方針【改訂案】 P 8、P 10、P 12</li> </ul> </li> <li>○重大事態についての調査に関する事項について、学校での対応や、市教委での対応となる場合があることから記載内容を変更             <ul style="list-style-type: none"> <li>◆西脇市いじめ防止基本方針【改定案】 P 14</li> </ul> </li> <li>○その他、組織名の変更に伴う修正や相談窓区の一覧を記載</li> </ul>